令和5年度箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 委員委嘱式及び第1回会議報告書

日 時: 令和5年10月30日(月曜日)14:30~16:35

場 所: 箱根町役場本庁舎4階 第1~3会議室

出席者:【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に

関する検討会議】

高井正委員長、倉田義巳委員、佐藤 守委員、西島庸吉委員、 纐纈利博委員、田中妙子委員、安藤万奈委員、池島祥文委員 (欠席:伊集守直委員)

【箱根町】

勝俣町長、石川企画観光部長、村山総務部長兼財務課長事務取扱、 関田企画課長、吉田観光課長、菊池税務課長、松島企画課副 課長、辻満財務課副課長、企画課特定政策係鈴木・上田

【会議概要】

1 委員委嘱式

企画課長

それでは令和5年度第1回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の関田です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、委員委嘱式を行います。

最初に、町長から委員の皆さんに委嘱状をお渡しします。 名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちい ただき、委嘱状をお受け取りください。

(町長から委員に委嘱状を交付)

2 町長あいさつ

企画課長

次に、町長からあいさつを申し上げます。

町 長

皆さん、こんにちは。町長の勝俣でございます。 会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。 委員の皆さんには、公私共に大変お忙しい中、委員就任を お引き受けいただき、また、本日の会議にご出席いただきま して、心より感謝申し上げます。

ただいま、8名の方に箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の委員の委嘱状を交付させていただきました。

皆さんの任期は本日から3年間となりますが、この間、本町における観光まちづくりに関する財源のあり方の検討につきまして、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本町は日本有数の国際観光地であり、全国一の入湯税収入や財政力指数が高いことにより、一般的には、裕福な町という見方をされることが多くなっています。しかしながら、観光振興に係る施策のほか、約1万1千人の人口で年間2,000万人の観光客を受け入れるためのごみ処理、下水道、消防救急など、人口の規模を大きく超える施設や人員を配置する必要があり、その維持には多大な費用がかかっているという実態もあります。

このように、町税収入が多いものの、観光に係る支出も多いという特徴がある中で、平成当初のバブル経済の崩壊以降、長引く地価下落の影響等により、右肩下がりで町税の減収が続き、財政状況がより一層厳しくなったため、平成28年度から固定資産税の超過課税を実施させていただいております。

そして、さらなる長期的な財源不足への対応として、観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について、専門的かつ幅広い見地から具体的な検討を行うことを目的として、令和元年度に、この検討会議を設置いたしました。

その後、6回にわたり、法定外税の導入も含めて観光まちづくり財源について議論を進めていただいておりましたが、令和2年度に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、その終息が全く見通せない中で、特に観光事業者に甚大な影響を与えていることなどを考慮した結果、観光まちづくりの財源を議論している状況にはないと判断し、令和2年10月の会議以降は、開催を見送ってまいりました。

その間、町では、緊急事態宣言や外出自粛の要請等により、観光客が激減し、入湯税をはじめとする歳入が大幅に減少する中においても、町民の命と町内経済の双方を守ることを最優先に、国や県の支援が行き届かない部分に対して、これまで数々の町独自の緊急対策を途切れることなく実施してまい

りました。

このような中、今年度に入り、感染症法上の位置付けが 5 類に移行したことや、入国制限の緩和等による旅行需要の高 まりなどを受けて、新型コロナの感染拡大の防止と社会経済 活動の両立が進んできていることを踏まえ、このたび検討を 再開することといたしました。

現在、約3年続いたコロナ対策は、新型コロナとの共生に向けた新たな段階に入ってきておりますが、外国人観光客数がコロナ禍前の水準にまで着実に回復しつつあるなど明るい兆しがある一方で、世界的なインフレや円安の影響による物価高騰の先行きは見通せず、町民生活、町財政のいずれにおいても依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。

交通渋滞などコロナ禍前からの問題に加え、昨今のデジタル化の急速な進展などへの対応が求められ、また、特に宿泊・交通事業者に深刻な人材不足といった新たな課題も顕在化しており、観光地箱根を取り巻く環境は、ここ数年の間に大きく変化してきております。

このようなコロナ禍からの環境変化に的確に対応しながら、町民や事業者の皆さんにとって、安心して日々を過ごし、働ける町、また、観光客の皆さんにとっては、魅力あふれる箱根を楽しみ、何度来ても良かったと言ってもらえる観光地とするための施策をこれまで以上に推進していくことは、本町が引き続き日本有数の観光地として発展し続けるためには必要不可欠だと考えております。

委員の皆さんには、そのような観光まちづくりを推進するための財源について、これから丁寧に議論を深めていただき、「観光」と「暮らし」の双方の視点から、忌憚のないご意見や、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、箱根町観光まちづくりの充 実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の委員の委嘱 にあたりまして、私からのあいさつとさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

企画課長

次に本検討会議の委員長につきましては、「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議規則」第4条第1項の規定により、委員の中から町長が指名することとしておりますので、町長から委員長を指名させていただきます。

町 長

委員長につきましては、前回の任期もこの検討会議の委員長をお願いしましたが、これまで行財政運営を考える町民会議のアドバイザーや行財政改革有識者会議の委員を歴任され、地方税をご専門にされている髙井委員にお願いします。

企画課長

それでは、委員長は髙井委員にお願いします。

髙井委員は、委員長席に移動していただき、一言ごあいさつをお願いします。

委員長

皆さんこんにちは。

町長のごあいさつにもあったとおり、現在は大学の教員として地方税を専門としていますが、大学卒業から 15 年間は、神奈川県庁の職員として税務関係の部署におり、水源環境税の創設にも携わらせていただきました。その辺りの経験も見込んで委員長に指名いただいたと考えていますので、精一杯頑張ってまいりたいと思います。

この検討会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で中断しておりましたが、本日は3年ぶりの再開ということで、これまでの振り返りが主な内容だと聞いております。私も含め、皆さんで会議の立ち位置やこれまでの検討内容を改めて確認し、今後、検討を深めていきたいと思いますので、前回から引き続き委員の方も、新たに委員となられた2名の方も、どうぞよろしくお願いいたします。

企画課長

ありがとうございました。

それでは、町長はこの後公務がありますので、ここで退席 させていただきます。

(町長退席)

3 開会

企画課長

それでは、第1回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催いたします。

資料は、事前に次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3、 参考資料1、資料4、最後に参考資料2を送付していますが、 不足等はありませんか。なお、この会議では会議録作成のため、音声認識システムを使用します。

また、後ほど議題1の中で改めて説明しますが、本会議は箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱の規定に基づき、前回までの検討会議と同様、公開で行うこととしていますのでご了承ください。

それでは会議を開催いたしますが、前回の会議から期間が経過していることや、所属団体からの推薦等により委員の変更もありましたので、改めて委員の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

企画課長

ありがとうございました。次に、町職員の自己紹介をさせていただきます。

(町職員自己紹介)

企画課長

それでは、議事に移りたいと思います。

議事の進行については、検討会議規則第5条第1項の規定により、委員長が議長となることとしておりますので、以降は高井委員長にお願いいたします。

4 議 題

(1)検討会議の概要と運営方法について

委員長

早速ですが議題に入りたいと思います。議題 (1) 検討会議の概要と運営方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料1をもとに、検討会議の趣旨、検討項目、 職務代理の指名等及び会議の公開、会議録の作成等について 説明した。

委員長

事務局から、検討会議の概要や運営について説明がありましたが、ご質問や確認事項がありましたらお願いします。

G委員

委員の任期について確認ですが、役員交代等があった場合は新しい役員がこの検討会議の委員となるということでしょうか。

事務局

はい。団体からの被推薦者に役員交代があった場合は後任の委員を推薦いただき、その方に検討会議の委員をお願いするものです。なお、委員の任期は3年間ですので、後任の方の任期は、前任者の残留期間、例えば1年で交代となった場合は残りの2年間となるものです。

委員長

ほかに質疑がないようであれば、事務局からの説明にあった3点の確認事項について、確認を行いたいと思います。

1点目は、資料1の1ページ、1検討会議の概要の(3) 委員の構成等についての中で、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理するとあります。 そこで、職務代理については、本日は欠席となっていますが、前回までの検討会議と同様に、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授の伊集委員にお願いしたいと思います。

次に2点目ですが、2ページの2検討会議の運営方法の(1)会議の公開ですが、令和元年度第1回会議において、既に会議を原則、公開することに決定していますので、本日も同様としています。そのため、改めての確認にはなりますが、今後においても原則、公開としたいと思います。

最後が3点目の(2)の会議録の作成等についてですが、こちらも過去の検討会議で、委員の記名方法を実名とするか、委員名を特定しない形とするか議論していただいた経緯があります。その結果、委員名は特定せずに、委員長、委員A、委員Bのようにアルファベットで表記することに決定したものですが、会議録は、引き続きこのような記載方法でよろしいでしょうか。

2点目及び3点目の会議の運営方法については、令和元年度に委員を務めていた方は、既にご了承いただいている内容かと思いますが、新たに委員となられた方はこのような進め方に異議等ありませんか。

異議なしということで、本検討会議における会議の運営は 原則として公開とし、会議録については委員名を特定しない 形に決定しましたので、よろしくお願いいたします。

それでは議題(1)は終了とし、一旦休憩とします。

(2) 検討会議の目的と役割について

委員長

会議を再開させていただきます。議題(2)検討会議の目的と役割について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料2をもとに、これまでの行財政改革の取組 みと検討会議の設置に至る経過や、検討会議の目的及び役割 について説明した。

委員長

事務局から検討会議の目的や役割について、また、この会議での意見がどのように町の施策に反映されていくのかといった全体の流れも併せて説明がありましたが、ご意見やご質問があればお願いします。

A委員

2点質問させていただきます。1点目は、4ページの2財源確保策の中に「新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要」とありますが、この検討会議では宿泊税の導入を前提とし、制度の詳細や導入方法を議論するのか、どちらでしょうか。導入すべきなのかも含めて議論するのか、どちらでしょうか。それと2点目は、同じく4ページの3他税目の検討結果に「仮に課税したとしても事業費のごく一部にしか充当できず」とありますが、この部分は、新たな財源と入湯税の超過課税、どちらのことを指しているのでしょうか。

企画課長

1点目についてですが、宿泊税ありきではなく、宿泊税を 選択肢の一つとして検討をお願いしたいと考えています。

事務局

2点目ですが、ご質問の箇所は平成 29、30 年度に行った他税目の検討結果について記載しているものです。その検討の中では、入湯税の超過課税についても検討していた経緯がありますが、例えば入湯税の超過課税を行ったとしても一部にしか充当できないという課題があるものです。

委員長

補足しますと、まず、財源不足への対応を考えるにあたっては、箱根町の特殊性を理解する必要があります。地方交付税制度は、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公

共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するものですが、人口規模等に応じて必要経費が積算されるため、箱根町は約1万人の住民に対しサービス水準を維持するだけの歳入があると見なされ、不交付団体となっています。その結果、多くの地方公共団体では税収が減少した場合に地方交付税で不足分が補われますが、箱根町は税収減に対する補てんがありません。

ただ、実際には人口約1万人に加え、年間約2,000万人訪れる観光客に対しても、ごみ処理や消防救急など各種サービスを提供する必要があり、人口規模を大きく上回る経費が発生しているため、財源不足への対応について議論を重ね、固定資産税の超過課税を導入し、自力で財源を捻出している状態です。そして、中長期的には固定資産税の超過課税を継続したとしても財源不足が見込まれるため、この検討会議で新たな財源について検討していくこととしています。

なお、超過課税の導入前にも様々な財源について検討していますが、ご質問にあった入湯税は目的税で、地方税法により環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設や消防活動に必要な施設の整備や観光振興に充てることされています。箱根町は、入湯税が町税収入の1割以上であり財源確保策の検討にあたっては入湯税の超過課税という選択肢も出てきますが、過去には、使途が限られ、町民の「暮らし」に関する経費に充てることはできないため、財源不足の解消にはあまり効果がないという考えとなったものです。

また、東京都など9団体が導入している宿泊税については、 全国的の観光都市を中心に導入の動きがある一方で、日帰り 観光客には負担していただくことが出来ないという課題もあ りますので、これらを踏まえ、宿泊税を選択肢の一つとして 検討していくということだと思います。

B委員

宿泊税については、令和元年度の第2回検討会議でも同様の指摘、議論があったと記憶しています。1点目の質問についてですが、資料に書かれている「宿泊税の導入に向けた検討が必要」の部分は、町が以前そのように考えていたということで、先ほど説明のあったとおり、宿泊税ありきではないと理解しています。ただ、誤解を招く懸念があるのであれば、表現は改めてもよいのではないかと感じました。

また、本日の資料にはありませんが、前回までの会議の中

で、他団体で導入している法定税、法定外税あるいは協力金等の事例をもとに箱根町で導入した場合の試算等を行い、検討した結果、他団体と全く同じようにやっても当時見込まれていた財源不足額の穴埋めは難しいという話になっており、この会議の前提にはそのようなこともあると考えています。

委員長

当時の検討内容などを踏まえ、話を整理していただきましたが、私も同じように考えております。町からはこの件について何かコメントはありますか。

企画観光部長

ただいま補足していただきましたが、そのようなところに立ち返り、委員の皆さんと今後、検討を進めていきたいと考えております。

委員長

会議後でかまいませんが、B委員の言っていた当時の検討用資料を委員の皆さんに提供することは可能でしょうか。

事務局

本日は、令和元年度の会議設置の前段にある考え方についてご説明させていただき、今、お話いただいた内容を含め、第1回から第6回までの議論の内容については、次回にご説明させていただきたいと思います。

委員長

資料の中の表現についての意見もありましたが、その点は いかがでしょうか。

B委員

4ページの2財源確保策の下の段ですが、前半の「長期的な財政見通しを踏まえれば、町民・事業者だけでなく観光客にさらなる負担を求めることも必要であると判断できる」というところは前回会議でも合意がされていたと思います。ただ、後半の「宿泊税を中心に具体的な検討をする必要がある」については、この文章では断言しているように読めますが、当時は宿泊客だけでなく、日帰り客にもなんらかの負担をという話も出ていたかと思いますので、その辺りを少し確認させていただきたいです。

C委員

宿泊税については、当時、税金を取りやすい宿泊事業者から取ることに対し結構反発も出ていたと思います。それで観 光税などの名称に変更して検討する方向に進んだと記憶して いるのですが、またここで宿泊税となると、温泉旅館ホテル 協同組合としては反対という立場になってしまいますので、 この部分の表現は修正いただきたいと思います。

事務局

4ページの資料は、令和元年度にこの検討会議を設置した際、検討会議の立ち位置を委員の皆さんと町や事務局で共有するために、これまでの町の検討経過、それを踏まえた検討会議のあり方や立ち位置を整理してほしいという話があり、作成したものです。

ただいま、お話があった宿泊税に関する記述については、 資料の左側に「これまでの検討経過と町の考え方」と書いて あるとおり、検討会議設置以前に町がどのような整理をして きたのかをお示ししたものです。平成 27 年度に新財源確保策 の検討を行い、固定資産税の超過課税を導入し、その後 29、 30 年度に次期財源確保策を検討した際、超過課税に加え、を らなる財源不足への対応として新税について実現可能性を らなる財源不足への対応として新税についで実現可能性で らなる財源不足への対応として新税についで実現可能性を きた、検討会議を立ち上げて以降は、ここにある前提条件を とに、宿泊税ありきではなく入湯税や協力金などそれ以りに とに、宿泊税ありきではなく入湯税や協力金などそれの 財源も含めて検討を行っておりますので、資料がわかりにく い点は申し訳ありませんが、ご理解いただければと思います。

委員長

検討会議設置前の町の考え方を示した資料の中に「宿泊税を中心に具体的な検討を進める必要がある」と記載されているのであれば、資料の文章を修正する必要はありませんが、引用部分にカッコをつけるなど、誤解を招かないような表記に修正することは可能でしょうか。

事務局

当時は行財政改革有識者会議や行財政改革推進本部会議を経て、町民説明会も行っており、そのときの資料の中で同じように記載していたと思いますので、出典を追加し、当時はそのような考えで整理していたということがわかるようにしたいと思います。

委員長

町としては、これまでの経緯を踏まえ、今後、町が発展していくためには、固定資産税超過課税の次のステップとして、観光客からも負担いただくことが必要であるという判断に至ったとのことです。

そして、この検討会議では、観光まちづくり財源という新たな財源確保策について、使い道も含めて制度内容を検討していくということが今後の議題になってくるようですが、このことについてご意見等はありますでしょうか。

それでは、議題(2)についてはここまでとし、これから約3年間かけて、この検討会議の中で議論し、検討結果をとりまとめていきたいと思います。

(3) 令和5年度第2回会議と今後の予定について

委員長

次に、議題(3)令和5年度第2回会議と今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から、資料3及び参考資料1をもとに、令和5年度 第2回会議で予定している議題や令和6年度以降の予定につ いて説明した。

委員長

事務局から、次回会議と今後の大まかなスケジュールについて説明がありました。検討会議は年4回開催を予定しているということで、概ね3か月に1回のペースとなりますが、ご質問があればお願いします。

それでは、予定していた3つの議題については、これで終わりにしたいと思います。

5 報告事項

(1) 令和6年度以降の財源不足への対応について

委員長

最後に、報告事項(1)令和6年度以降の財源不足への対応について、事務局から報告をお願いします。

事務局

事務局から、資料 4 及び参考資料 2 をもとに、令和 6 年度 以降の財源不足への対応について報告した。

委員長

事務局から、令和6年度以降の財源不足への対応について、 検討会議中断時を含めた町のこれまでの取組みや、これから 5年間の中期とその先の長期に見込まれる財源不足と、それ に対する町の対応策について説明がありました。

財源不足への対応については、私と伊集委員、池島委員は、 行財政改革有識者会議の委員として、昨年度から町の取組み の検証作業等を行ってきたため、内容は概ね承知しています が、他の委員は初めて聞く方もいるかと思いますので、説明 内容に関して、ご質問がありましたらお願いします。

A委員

2点確認させてください。1点目は中長期財政見通しについて、全体の中で令和10年度の歳入歳出が大きく増加している印象を受けますが、その要因を教えてください。また、2点目は他の観光地と税負担の比較の表について、法人税均等割、法人税割の欄にある「制限」の意味を教えてください。

事務局

1点目ですが、令和10年度の歳入歳出差引額が前年度の3億7,300万円から6億6,900万円に増えている主な要因は、公債費が増額となるためです。令和6年度から令和9年度にかけて、ごみ処理広域化等、大規模な施設整備事業を予定していますが、国、県補助金以外は、大半を起債という形で借金をして実施することとなります。通常、借金を借り入れると、2、3年間は据置期間で利子分だけを負担し、その後は元金分を返済しますので、元金の償還に伴い公債費が増額となる令和10年度から財源不足が拡大しています。

また2点目の「制限」ですが、地方税の税率には標準税率と制限税率とがあり、標準税率は通常、地方公共団体が採用している税率で、制限税率は地方税法で定められた税率の上限となります。例えば、固定資産税の場合は、制限税率がないため、理論上は1.7%や1.8%といった税率の超過課税が可能ですが、法人税の場合は、超過課税で引き上げることのできる税率の上限が決まっており、資料で「制限」とある団体は、超過課税を実施し、その上限の税率まで課税しているということを表しています。

委員長

説明にあった起債、借金については、地方公共団体では国の赤字国債のように赤字地方債を発行することができませんので、住宅ローンと同じような考え方により建設地方債を発行し、施設整備を行うこととなりますが、ごみ処理施設等の整備にあたり、令和 10 年度頃から返済額の増加が見込まれるということでした。また、制限税率については、法人関係の

税を中心に上限が定められているものです。

A委員

借金の返済が始まることは理解できましたが、令和 11 年度 以降と比較しても 10 年度だけ金額が突出している要因につ いて、補足していただけますか。

事務局

本日の資料は財政見通しの概要となりますので、次回、詳しい資料をお示ししながら、このような財政見通しとなった要因について、説明させていただきたいと思います。

委員長

中長期財政見通しについては次回補足をお願いします。

なお、先ほど地方税収が減収トレンドにあるという説明がありましたが、箱根町は固定資産税が町税の約7割を占めているという特徴をもっています。そのうち土地に係る固定資産税は3年に1度の評価替えにより決定する地価に基づき課税することとなり、例えば、熊本県では企業の進出に伴い地価が上昇し固定資産税も増収となっていますが、箱根町においては、そのような要因がない状態で、税収の増を見込むことが困難となっていると補足させていただきます。

他に全体を通してでもかまいませんので質問がありました らお願いいたします。

無いようでしたら、議事はこれで終了しましたので、進行 を事務局にお返しします。

6 閉 会

企画課長

本日は長時間にわたりありがとうございました。

会議の中で確認させていただきましたとおり、会議資料や会議録は公開とさせていただきますが、資料の中に誤解を招きかねない表現があるとのご指摘もいただきましたので、出典を追加するなど、一部修正したうえで公開したいと思います。なお、公開にあたっては、事前に委員の皆さんに内容を確認していただきますので、ご協力をお願いいたします。

これで、令和5年度第1回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会します。